## 保育料負担軽減制度

練馬区では、以下の条件を満たす場合に、保育料の負担軽減を実施しています。条件に該当する場合は、必要書類をそろえてご提出ください。ただし、保育園等に通っている児童(以下「在園児」)の保育料が0円の場合は適用されません。

ひとり親世帯または障害のある方がいる世帯の第1子 保育料表(P.22参照)中の第1子適用額の半額となります。

以下の**《必要な書類》**のご提出が必要です。ただし、<u>入園申込み時等に必要な書類を</u>既に保育課へご提出いただいている場合は、再度ご提出いただ〈必要はありません。

なお、ひとり親世帯および障害のある方がいる世帯の両方に該当する場合も、いずれか一方のみが適用され、保育料表中の第1子適用額の半額となります。<u>重ねての適</u>用はありません。

## 《必要な書類》

## ひとり親世帯

- ・『教育・保育給付認定変更届』
  - 「4.家族状況の変更(離婚等にチェック)」または「5.その他」に詳細を記入してください。 以下のうち、いずれか一点の書類のコピーを添付してください。
- ・戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親医療証(親医療証)離婚届受理証明書等

## 障害のある方がいる世帯

・『教育・保育給付認定変更届』

「5.その他」に詳細を記入してください。

以下のうち、いずれか一点の書類のコピーを添付してください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳) 精神障害者保健福祉手帳 カード式の各手帳をお持ちの場合はカードの両面をコピーしてご提出ください。
- ・障害基礎年金を受給していることが確認できる書類
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童であることが確認できる書類

離婚後も父母が同居している場合は、適用されません。

在宅の障害児(者)が住民登録上別世帯の場合は、適用されません。

書類の提出された年度当初の月に遡って負担軽減を適用します。ただし、年度途中でひとり親世帯となった場合や身体障害者手帳等が認定された場合は、その事実発生月より前の月は適用となりません。

婚姻、同居等により、児童と生計を一にする保護者が 2 人になった場合は、P.5 の 2(4) の書類のご提出が必要です。

身体障害者手帳等を返還した場合は、保育課保育認定係までご連絡ください。